

No. 5

令和5年（12月）

# 第5回定例会議案

熊谷市

## 目 次

議案番号	議案名	所管課	頁
第 7 6 号	熊谷市印鑑条例の一部を改正する条例	市 民 課	1
第 7 7 号	熊谷市災害派遣手当等の額に関する条例の一部を改正する条例	危機管理課	2
第 7 8 号	熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	障害福祉課	3
第 7 9 号	熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例	保 育 課	5
第 8 0 号	熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	保険年金課	6
第 8 1 号	熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	保 育 課	1 1
第 8 2 号	熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	障害福祉課 こども課	1 2
第 8 3 号	熊谷市産業振興基金条例	商業観光課	1 4
第 8 4 号	工事請負契約の締結について (熊谷市立江南体育館耐震補強建築工事)	スポーツタウン 推 進 課 ( 契 約 課 )	1 6
第 8 5 号	公の施設の指定管理者の指定について (熊谷市立葬斎施設)	市 民 課	1 7
第 8 6 号	公の施設の指定管理者の指定について (熊谷市立商工会館)	商業観光課	1 8
第 8 7 号	字の区域を変更することについて	農業政策課	1 9

## 議案第 76 号

### 熊谷市印鑑条例の一部を改正する条例

熊谷市印鑑条例（平成 17 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項中「自己に係る利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「記録されているものに限る。）」の次に「又は移動端末設備（同法第 16 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備をいい、同法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 11 月 29 日提出

熊谷市長 小林 哲也

### 提案説明

移動端末設備を利用して印鑑登録証明書をコンビニエンスストア等に設置された端末機により交付することができるようにしたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第 77 号

熊谷市災害派遣手当等の額に関する条例の一部を改正する条例  
熊谷市災害派遣手当等の額に関する条例(平成17年条例第21号)  
の一部を次のように改正する。

本則中「第10条」を「第4条の5」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月29日提出

熊谷市長 小林 哲也

### 提案説明

「新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令」の一部改正に伴い、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当について定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第 78 号

熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例（平成 17 年条例第 157 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中クをコとし、イからキまでをエからケまでとし、アの次に次のように加える。

イ 他の市町村から援護を受け、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に規定する特定施設に入居し、又は同条第 2 5 項に規定する介護保険施設に入所している者

ウ 他の市町村長が老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 11 条第 1 項第 1 号の規定により、同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第 3 条第 1 項中第 11 号を第 13 号とし、第 3 号から第 10 号までを第 5 号から第 12 号までとし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 本市から援護を受け、本市の区域外に設置されている介護保険法第 8 条第 1 項に規定する特定施設に入居し、又は同条第 2 5 項に規定する介護保険施設に入所している者

(4) 市長が老人福祉法第 11 条第 1 項第 1 号の規定により、本市の区域外に設置されている同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第 3 条第 2 項に次の 3 号を加える。

(5) 熊谷市こども医療費の助成に関する条例（平成 17 年条例第 140 号）に基づき医療費の支給を現に受けている者

(6) 熊谷市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成 17 年条例第 141 号）に基づき医療費の支給を現に受けている者

(7) 他の都道府県又は市町村が実施する医療費支給事業により医

療費の支給を現に受けている者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第1項第1号イ及びウ、第3号並びに第4号の規定は、令和5年4月1日以降に入居又は入所した者に適用する。

令和5年11月29日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の一部改正に伴い、重度心身障害者医療費の対象者に関する規定の整備を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第 79 号

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

熊谷市立児童クラブ条例（平成 18 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

別表熊谷市立第 2 佐谷田児童クラブの項の次に次のように加える。

熊谷市立第 3 佐谷田児童クラブ	熊谷市佐谷田 1 0 3 0 番地
------------------	-------------------

別表熊谷市立南児童クラブの項の次に次のように加える。

熊谷市立第 2 南児童クラブ	熊谷市榎町 3 4 3 番地
----------------	----------------

別表熊谷市立第 2 別府児童クラブの項中「熊谷市西別府 2 9 番地 1」を「熊谷市西別府 3 5 番地 2」に改める。

別表熊谷市立荒川児童クラブの項の次に次のように加える。

熊谷市立桜木児童クラブ	熊谷市桜木町二丁目 3 3 番地 1
-------------	--------------------

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表熊谷市立第 2 別府児童クラブの項の改正規定は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和 5 年 1 1 月 2 9 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷市立第 3 佐谷田児童クラブ、熊谷市立第 2 南児童クラブ及び熊谷市立桜木児童クラブを新設するとともに、熊谷市立第 2 別府児童クラブの位置を変更したいので、この案を提出するものであります。

## 議案第80号

### 熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

熊谷市国民健康保険税条例（平成18年条例第176号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第3条第1項中「100分の6.9」を「100分の6.92」に改める。

第5条中「28,500円」を「31,500円」に改める。

第6条中「100分の2.2」を「100分の2.32」に改める。

第7条中「13,000円」を「13,500円」に改める。

第8条中「100分の1.7」を「100分の1.86」に改める。

第9条中「12,500円」を「13,500円」に改める。

第22条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第1号ア中「19,950円」を「22,050円」に改め、同号イ中「9,100円」を「9,450円」に改め、同号ウ中「8,750円」を「9,450円」に改め、同項第2号ア中「14,250円」を「15,750円」に改め、同号イ中「6,500円」を「6,750円」に改め、同号ウ中「6,250円」を「6,750円」に改め、同項第3号ア中「5,700円」を「6,300円」に改め、同号イ中「2,600円」を「2,700円」に改め、同号ウ中「2,500円」を「2,700円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,275円」を「4,725円」に改め、同号イ中「7,125円」を「7,875円」に改め、同号ウ中「11,400円」を「12,600円」に改め、同号エ中「14,250円」を「15,750円」に改め、同項第2号ア中「1,950円」を「2,025円」に改め、同号イ中「3,250円」を「3,375円」に改め、同号ウ中「5,200円」を「5,400円」に改め、同号エ中「6,500円」を

「6,750円」に改め、同条に次の1項を加える。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額

の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第23条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

- (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
  - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
  - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第22条の改正規定(同条に1項を加える部分に限る。)及び第23条の2の次に1条を加える改正規定並びに第3項の規定は、令和6年1月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の第2条第3項ただし書、第3条、第5条から第9条まで並びに第22条第1項及び第2項の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第22条第3項及び第23条の3の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び

令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和5年11月29日提出

熊谷市長 小林 哲也

#### 提案説明

国民健康保険税の賦課限度額の見直し及び基礎課税額等に係る税率等の改定を行うとともに、出産被保険者に係る減額措置について定めたので、この案を提出するものであります。

## 議案第 8 1 号

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項第 2 号中「同条第 1 1 項」を「同条第 1 0 項」に改める。

第 3 6 条第 3 項中「同条第 1 号又は第 2 号」を「同号又は同条第 2 号」に改める。

第 3 7 条第 3 項中「第 7 条第 2 項中」の次に「「認定こども園及び幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、」を、「小学校就学前子どもに」と、」の次に「「同号に掲げる小学校就学前子どもの」とあるのは「同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの」と、」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 1 1 月 2 9 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

### 提案説明

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴い、特別利用保育の基準等に関する規定の整備を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第 8 2 号

熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の項中「市長」を「4 市長」に改め、同項の前に次のように加える。

1 市長	熊谷市こども医療費の助成に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 4 0 号）によるこども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	熊谷市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 4 1 号）によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 5 7 号）による重度心身障害者医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 市長の項中「市長」を「4 市長」に改め、同項の前に次のように加える。

1 市長	熊谷市こども医療費の助成に関する条例によるこども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
2 市長	熊谷市ひとり親家庭等医療費の支給に関する	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月29日提出

熊谷市長 小林 哲也

#### 提案説明

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、個人番号を利用できる事務として、こども医療費の助成に関する事務等を加えたいので、この案を提出するものであります。

議案第 8 3 号

熊谷市産業振興基金条例

(設置)

第 1 条 産業の振興に要する経費の財源に充てるため、熊谷市産業振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月29日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

産業の振興に要する経費の財源に充てるため、熊谷市産業振興基金を設置したいので、この案を提出するものであります。

議案第 84 号

工事請負契約の締結についての変更について

工事請負契約の締結について（令和 5 年議決第 28 号）の一部を次のように変更することについて、議決を求める。

「4 契 約 金 額      238,700,000 円」を

「4 契 約 金 額      242,880,000 円」に変更する。

令和 5 年 11 月 29 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

熊谷市立江南体育館耐震補強建築工事に係る請負契約の金額を増額したいので、この案を提出するものであります。

## 議案第 85 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を  
求める。

### 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市立葬斎施設

### 2 指定管理者となる団体

富山県富山市奥田新町 1 2 番 3 号

五輪・宮本・東京ワックスグループ

代表団体 富山県富山市奥田新町 1 2 番 3 号

株式会社 五輪

代表取締役 宮 本 岳司朗

構成団体 富山県富山市奥田新町 1 2 番 3 号

株式会社 宮本工業所

代表取締役 宮 本 芳 樹

構成団体 深谷市上野台 2 9 2 0 番地

東京ワックス株式会社

代表取締役 古 郡 公 恵

### 3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

令和 5 年 1 1 月 2 9 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

## 提案説明

熊谷市立葬斎施設の指定管理者を指定したいので、この案を提出する  
ものであります。

議案第 86 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を  
求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
熊谷市立商工会館
- 2 指定管理者となる団体  
熊谷市宮町二丁目 39 番地  
熊谷商工会議所  
会頭 大久保 和 政
- 3 指定の期間  
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日まで

令和 5 年 11 月 29 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

熊谷市立商工会館の指定管理者を指定したいので、この案を提出する  
ものであります。

議案第 87 号

字の区域を変更することについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、熊谷市内の字の区域を別紙変更調書のとおり変更することについて、議決を求める。

令和 5 年 11 月 29 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

池上土地改良区において施行中である県営経営体育成型ほ場整備事業の換地処分に伴い、字の区域を変更したいので、この案を提出するものであります。

## 別紙

### 変 更 調 書

#### 池上字鶴巻に編入する区域

池上字稲荷前138の3、139の1の一部、140の1の一部、141の1の一部、148の一部、150の一部、字向釜237から241までの各一部、243の一部、244の一部、245の1の一部、大字小敷田字道下366の1、366の2、367、368の1、368の2、370の1、370の2、371の3、371の4、372の1から372の3まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに池上字鶴巻8の1、94の2、95、大字小敷田字道下366の1、372の1から372の3までの地先の水路である公有地の一部

#### 池上字稲荷前に編入する区域

池上字鶴巻107の一部、109の2の一部、112の一部、113の1の一部、114の一部、115の一部、字向釜217の1、217の2、218の1、218の2、219、220の1、220の2、221の1、221の2、222の1、222の2、223の1、223の2、224の1、224の2、225の1、225の2、226の1、226の2、227、228、231、232、233の1、233の3、234、235、236の1、236の2、237から241までの各一部、243の一部、244の一部、245の1の一部、246の1から246の3まで、247の1、247の3、248から251まで、252の1から252の3まで、253の1、253の3、254、255の1、255の2、256の1、256の2、257から262まで、264、265、266の1、266の2、267、268の1から268の3まで、269から273まで、字尼酒田274の一部、276の一部、277の一部、278の1の一部、278の2の一部、280から287までの各一部、288の1の一部、289の1の一部、290の1、296の1の一部、大字小敷田字竹町248、249の1、249の4、249の5、250の1、250の2、250の4、260の1、260の2、260の5、261の2、262の3、262の4、263の2、264の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに池上字稲荷前141の2、142の1に隣接する道路、水路である公有地の一部

#### 池上字高根に編入する区域

池上字稲荷前202の3の一部、205の1の一部、206の1の一部、207の1の一部、208の1の一部、209の1の一部、209の2の一部、210の1の一部、211の1の一部、字尼酒田274の一部、276の一部、277の一部、278の1の一部、278の2の一部、279の1、279の2、280から287までの各一部、288の1の一部、289の1の一部、296の1の一部、297の1、298の1、300の1、304の1、305の1、305の2、306、307、308の1、309の1、310の1、311から313まで、315から321まで、323の1、323の2、上之字比留田3589の4、3589の10、3590の8、3595の1、3596の1、3597の1、3599の1、3600の1、3608の1、3609の1、3609の2、3610の1、3610の2、3611の1、3612、3613の1、3613の2、大字小敷田字高根482から484まで、485の1から485の4まで、486の1、486の4、486の5、486の口、487の1、487の2、488の1、488の2、489の1、489の2、490の1から490の4まで、491の1、491の2、492の1、492の2、493の1、495の6、495の8、496の1、523の5及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに上之字比留田3589の4の地先の道路である公有地の全部

#### 池上字屋敷前に編入する区域

池上字鶴巻44の1、45の2、46の1、46の3、47の1、47の3、47の5、48、49の2、50の1、50の2、51、52の1、52の5から52の8まで、53の1、53の2、54の1、54の3、55の1、55の3、56の1、56の5、56の6、57の1、57の2、58の4、59の1、59の3、59の5、60の1、61の3、61の4、62の3、124の1、124の4、125の1、126の1、126の2、127、128の1から128の3まで、129の1、129の2、字稲荷前130から135まで、136の1、137の1、137の3、138の1、138の4、171の2、171の3、173の2、173の3、174の1、174の2、176の2、178の1、178の2、180、181の1、181の2、183の1、183の2、186の1、186の2、188の1、188

の3、189の1、189の3、190の1、190の2、191、192の1、192の2、193、194の1、194の2、196の1、196の3、197の1、198の1、198の3、199の1、199の2、字古宮473、475、476、499の2、501の2、502の3、508の4、513の3、518の2、520の2、522の5から522の7まで、524の8、534の5、535の3、540の4、544の11、544の12及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

(令和5年10月26日調査)

